

義太夫協会創設主旨

この主意書は偽装のものではない。昭和三年夏、大阪において、「義太夫協会」設立の議あつて、或事情から流産に終つた。當時私が執筆したものである。今日から見ると死兒の齢を數ふる愚痴に類するかも知れないが、私は今日とても、この協会の必要を益々認めてゐるので、敢て闇から闇に葬られた主意書に鶴脣の感あり、茲に掲げて私のメモとする。

こゝに「義太夫協会」と命名致します。が、實は義太夫を語る「太夫」その三味線を彈く「三味線弾」その曲節につれて舞臺に演技する「人形遣ひ」——と、この三業からなる「人形淨るり」の協會であることを意味します。

何故この協會の創設を必要とするかを、説かうとしますと、勢ひ「人形淨るり」の現狀を語らねばならぬ。そして「人形淨るり」藝術の保存は、一つの國家事業である所以を説かねばなりません。何人も自明の理の如く、明白々の事柄であるが如くであります。が、ハッキリとしに概念を、その道以外の方々に知らしたい。一々知つて貰ひたいといふのが、本協會の主旨ですから、どうぞこの冊子を御受取下

さつた方々は、是非に御一讀を願ひたいと、吾々は強ひて希望致します。

「人形淨るり」の保存は國家的の一事業である

と、私は強調します。皆様御多忙の際に歴史の敍述は、省きますが、古今を通じ、東西に亘つて、我が「人形淨るり」ほど「藝術的の完成品」は、世界のどこを探してもありませぬ。歌舞伎芝居の事は、暫く置いて問ひません。が、「人形芝居」——即ち「偶人劇」は、世界の各國に、何れもその萌芽を認めますが、その悉くが元始的のまゝに殘存し、決して幾世紀かを経ても發達を遂げてゐません。されば今日世界の隅々を探ね求めて「偶人劇」は、極めて幼稚、或は極めて稚拙のまゝの状態にあります。

然るに不思議に、我が人形淨るりは、この權輿から算してざつと五百年、——竹本義太夫がこの流儀を起してから算しても、約二百年の歴史——發達の跡を深く残してゐます。そして今日の藝術的に完成されたる「人形淨るり」となつたのです。この「人形淨るり」の殿堂が、今や崩壊しようとしてゐる、これを保存し、興隆しようとする。これが國家的事業でなくして、何でありますか。そしてそれは

大阪の土が生んだ唯一無二の藝術品

です。大阪に發達した藝術も數ありますが、世界に無二な發達を遂げた藝術が、又大阪隨一のものであることは言を俟ちません道理でせう。この大阪が生んだ「人形淨るり」が、今日このまゝ捨てゝ顧みな

い時には、日ならずして滅亡します。もう實は滅亡しかけてゐるのです。それが、今日の「人形淨るり」の現状ですが、世間の大部分の人々は、それには無關心でせう。それにも拘はらず、外國の使節或は大阪に珍らしいお客様があると——それは公的と私的とを問ひません。珍らしい大阪の誇りとして見せようとするのは、文樂座の「人形淨るり」です。

一例が畏くも此度の御大禮に際して、「人形淨るり」は京都に開演してゐますと、外國使節をこゝに招いて、日本固有の「日本の藝術」として「人形淨るり」を見せてゐます。使節の首班であるヅルフ獨逸大使は、この娘人形の一體を得て「生きた日本娘より可愛い」と、御世辭もありませうが、喜んでゐますことを傳へてゐます。そして、その文樂座の「人形淨るり」の興行はどうかといふと、南座のあの廣い芝居小屋で普通の日は百人の頭數を數へることがむつかしいのです。この矛盾は何から来るか、どういふわけで、「日本の代表藝術」として、世界に誇つてゐる「人形淨るり」が、内國人——日本人によつて顧みられないでせうか。

この一點が「義太夫協會」の設立を必要として目下の急務とし

外部からの付焼刃でなくして、「内から湧き出る必須の條件」を、この「義太夫協會」が備へて生るゝ機運の潮先にあるのです。何故、この「協會」が起らねば「人形淨るり」は自滅するかといふと、近い一

例は、本年（昭和三年）に入つての六月の文樂座の興行、十月興行、十一月の御大禮月の御膝許の京の興行とともに、不入。即ち今日では「興行の對象」と「人形淨るり」がならないのです。大阪における「人形淨るり」は、昔と違ひ今日では「文樂座」のみが唯一の興行です。その唯一の文樂座がこの有様です。文樂座の興行主は營利會社です。その目的が營利にあります。それが「營利の對象」とならない文樂座を何故、今まで慘苦を嘗めて續けて來たかといふと、一面は「興行冥利」に、この誇るべき藝術を、己れの手で、己れの時代において潰したくないといふ名聞。今一面は、興行主の「高等政策」として、世界に唯一の「人形淨るり」の經營を捨てることは、その策を得たるものでないといふ利己心。皮肉に觀察をすれば「文樂座」は、興行主にとつては實際的に影響を持つ「心の誇り」なのです。

「人形淨るり」の運命が行詰らざらんと欲するも能はざる理由

の一つは、こゝに深い禍根を持つてゐます。そして、何故「人形淨るり」が興行の對象とならないか——ならなくなつたかといふと、これは、「人形淨るり」の三業に亘つての根本的の性質と、今日の世相の變轉推移との間に相容れぬ「或もの」があります。言葉を換へると「人形淨るり」の根本性に、今日の時代の趣味好尚と相合はぬ點があります。即ち「人形淨るり」は「過去の偉大なる藝術」であつて、「今日の藝術」ではない。「内容的」にも「形式的」にも、「過去の生命」が吹込まれてゐます。

更らに言葉を換へると、この意は、「人形淨るり」は「古典藝術」です。「古典藝術」が大衆の藝術たり得ることは、滅多にありません。が、大衆の藝術でないことのために、あるがまゝに滅亡をよそに見ていゝか、何人も「否」といふでせう。即ち「人形淨るり」の「保存、復古」の必要がこゝにある。

この「保存復古」の使命を帶びて起つたものが

當協會です。何故このまゝ捨ておけば、「人形淨るり」が滅亡するかといふと、その根柢の文樂座が焼失したことが、外的の一原因。第二の原因としては、「興行の對象」とならぬものを興行主が、無限に興行を續けまい。よし興行を続けるにしてからが、藝術を遠く離れて世相に迎合する「一見世物」となるを得ない趨勢にある。「古典藝術」を時代に迎合させようとすることは、根本的の破壊である。そして新進の天才是、決してこの荒らされたる爛からは生れないのです。

近い話が、人形遣ひの「術」は、その「技」は一朝一夕に養成さるものでない。が、こゝ七ヶ年に亘つてたゞ一人の「人形遣ひ」の希望者、弟子入りがないといふことが、慘ましい「人形淨るり」の現情を語つて餘りあることだと思ひます。それは何故か、「人形淨るり」が興行の對象とならぬが如く、「人形遣ひ」といふ職業が、生活の保障を與へてくれませんからです。

世相と人形淨るりの根本性に亘つて、相容れないものがあると、私は申しましたが、「人形淨るり」の

今日の状態の如く、その瀕死にまで時期を早めたのはその業者にも、半ばの罪がある。これは實例について説明すれば「百聞一睹」に如かず、水譯して、「人形淨るり」の振はざる理由を理解されること、思ひますが、今は説きますまじ。死兒の齢を數へる暇に、吾々は

「人形淨るり」はこのまゝではいかぬ何とかせねばならぬ

ことが、皆さんにお解りになれば、事は足りるのです。「何とかすれば」とはどうするか。吾々の進もうとする道は、「人形淨るり」の復古保存にあります。これが當協會の仕事です。即ち普通興行は、興行主のあることですから、我々の關係すべきでありません。藝術的の「復古保存」の方法は現在の興行本位の「人形淨るり」を離れて、昔のすがたに返へした「人形淨るり」を觀ようとするこゝに保存の意義と、「復活」の曙光を認めようとします。この實際問題は、舞臺の問題です、机上に話すべきでありませんから、この協會の實行委員の爲すところを見ていただきたい。

只付加へて一言したいのは、いつの時代、どこの國でも、物極りて沈滯、行滯、晦滯、の極は「自然に還れ」と叫びます。「本に還れ」といひます。世界の文化は螺旋形をなした歴史を残してゐます。斯くの如くにして各國の文明、各國の文明復興運動は、進んでゐます。我が「人形淨るり」が「本に還れ」というても、流祖興隆の當時には返へれません。その後、幾世紀かの文化に濾過され洗練されてゐます。

即ち螺旋形の歴史を、こゝに繰返へします。こゝに「人形淨るり」の新生命と古典保存の鍵が隠されています。

我等の獲ようとする「鍵」は、こゝに求めねばなりません。

どうぞ皆さまの御協力、その業者の協同一致を、満腔の熱情を以て、希望します。

義太夫協会々則

第一條 本會は「義太夫協會」と稱す。

第二條 本會は「人形淨るり」の隆興、普及並びにその保存を講ずるを以てその目的とす。

第三條 本會々員は左の三種とす。

義太夫協會 本 會 員

義太夫協會 後 援 會 員

義太夫協會 臨 時 會 員

義太夫協會本會員は淨るり太夫、三味線彈、人形遣ひの三業の業者を以てその資格とす。

義太夫協會後援會々員は本協會の目的を翼賛し達成せしむるがため本會規定の経費負擔を承認

するを以てその資格とす。

義太夫協會臨時會員は本協會の目的を賛し達成せしむるがために本協會主催の演藝會觀覽希望者を以てこれに充つ。

第四條 本協會は本協會の目的を達成せんがために年四回以上の人形淨るり實演會を開會す。

第五條 第四條に制定の本協會には本會員は無料出演技藝をなすものとす。但し出演者の内規は別にこれを定む。

第六條 本協會後援會員は實演會の都度觀覽十人に對する費用を負擔すべきものとす。

第七條 本協會は人形淨るり實演會の外、本協會の目的を達成せんがためには、人形淨るりに關する諸事業を企圖することを得。

第八條 本協會の實演會の都度後援會員その他の寄附金を精算し、實演會の實費を控除したるものと本協會の積立金として、本協會の事業資金に充つるものとす。

第九條 本協會の事業遂行のため本協會に常任幹事五名、技藝實演會委員六名を置く。前者はこれを後援會員より擧げ、後者はこれを本會員三業各自二名づゝ選出するものとす。

義太夫協會本會員申合せ規約

第一條 本協會は文樂座在籍と否とに拘らず廣く斯道三業の同業者を以てこれに充つ。

第二條 本協會本會員より各業二名づゝの委員を選出す。

第三條 本協會主催の實演會は本協會常任幹事と本會員の委員と相談の上實演に關する總てを決定すべきものとす。

第四條 本協會本會員は本協會主催の實演會に對しては、第一條において決定したる事項は一切違反を許さず。

第五條 斯道の興隆は一つに新進、或は無名の天才の出現に俟たざるを得ず、故に新進の拔擢、養成を本協會は努むべきものとす。